

用語解説

※1 一般都市施設

建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設

※2 特定施設

一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設

※3 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※4 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること。

※5 都市施設

福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は整備基準への適合努力義務がある。

※6 特定都市施設

都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模の施設。新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着手前の届出が必要となる。

※7 スパイラルアップの仕組み

ユニバーサルデザインの特徴である、「計画の策定から実行までの各段階での利用者の声の反映」、「繰り返しによるデザインの進化」、「改善を続けていく姿勢やプロセス（過程）の重視」など、その結果だけでなく、改善の積み重ね（スパイラルアップ）を重視すること。

※8 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成26年に批准した。

条約締結の際の国内法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年に制定、平成28年に施行された。

※9 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

※10 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京 2020 大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成 29 年 2 月に閣議決定された計画

※11 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針

※12 IPCアクセシビリティガイド

国際パラリンピック委員会（IPC）が作成したガイドで、世界中のアクセシビリティに関する情報を分析した指針

※13 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※14 特定道路

バリアフリー法に基づく基本構想で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として、国土交通大臣が指定したもの

※15 想定特定道路

将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路と都が

位置づけたもの

※16 高齢者・視覚障害者等用信号機

信号の横断青時間を延長させるための青延長用押ボタンが設置された信号機。また、「歩行者感应式信号機」は、押ボタンではなく歩行者用画像感知器（カメラ）により、自動で時間を延長する信号機。「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間を音響で知らせる機能が付いた信号機

※17 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※18 バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※19 マスタープラン

バリアフリー法に基づき、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるもの（移動等円滑化促進方針）

※20 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅をたのしめることを目指す取組の総称

※21 障害者等用駐車区画

車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画

※22 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において時に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※23 福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所のこと。(災害対策基本法第49条の7第1項に定める指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの)

※24 オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ。東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※25 DAISY

視覚障害者等のためのデジタル録音図書の国際標準規格。音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」をつけることができる検索性の高い音声媒体。専用の再生機や、専用のソフトをインストールしたパソコンが必要

※26 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

からだの内部に障害があること。身体障害者障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある。

※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

※27 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方